

年度途中入所

保育認定用

(はじめて保育所など(※)を利用したい方)

令和7年度分 久留米市 子どものための教育・保育

認定申請・入所申込のご案内

※ 保育所など・・・認可保育所、認定こども園の保育認定部分、事業所内保育事業所の地域枠、小規模保育事業所のこと

【目次】

- 申込から入所までの流れ・・・・・・・・・・ P 2
- 電子申請の流れ・・・・・・・・・・ P 4
- 認定要件と必要書類・・・・・・・・・・ P 6
- こんなときはどうするの？・・・・・・・・ P 9
- こんなときは必ず連絡を！・・・・・・・・ P 11
- 保育料について・・・・・・・・・・ P 12
- 重要事項確認書の内容・・・・・・・・・・ P 14
- 認定申請書（施設利用申請書）記入例 ・・・・ P 16

☆申請期限（締切日）

受付時間は締切日の
17時15分まで

入所したい月の前月の10日

※10日が土・日・祝日の場合は直前の営業日
(例) 7月1日に入所希望の場合6月10日までに申請

電子申請ができるようになりました

※詳しくは4ページをご確認ください



くるっば



★久留米市保育園電子申請 ★久留米市保育
園電子申請 ★久留米市保育園電子申請 ★
久留米市保育園電子申請 ★久留米市保育園
電子申請 ★久留米市保育園電子申請 ★
久留米市保育園電子申請 ★久留米市保育園
電子申請

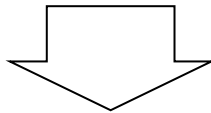
ここを
読み込むっば!



**必要書類の準備
園の見学
申請および面接 (※)**

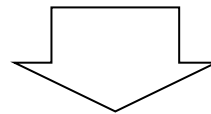
※入所日時点で0・1歳児クラスのお子さんは面接不要です。

クラスは入所年度の4月1日時点の年齢で決まります。

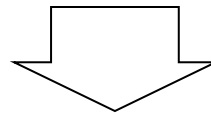


施設の空き状況確認

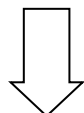
必要に応じて
希望施設の変更
保育の必要性の変更



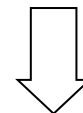
利用調整・入所選考



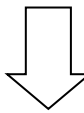
利用調整・入所選考結果・保育料の通知
※申請締切から10日程度で郵送



入所決定の方
※施設から入所準備について連絡があります。



入所保留となった方



入所の手続き (契約・支払)
各施設から利用説明があり、契約となります。



入所日は原則※として毎月1日です。

入所日に応じて締切りが異なります。締切日の1か月前頃から受付を行います。(年度末(1~3月)入所希望の場合は、新年度入所申請の際に合わせて受付をしています。窓口にてその旨をお伝えください。)

入所したい月の前月の10日までに申請

(土・日・祝日の場合は、その直前の営業日が締切日です。)

※受付は締切日の17時15分までです。申請が間に合わなかった場合は次の調整となります。

※就労予定の方や育児休業明けの方などでならし保育を希望される場合は、入所日が1日以外の日になることがあります。**(9ページならし保育について)**

締切日の2営業日前に最新の空き状況を更新します。久留米市 HP にてご確認ください。久留米市の LINE 登録をしていると更新日に通知が来ます。



QRコードをスキャンして



受信設定で「子育て・教育」を登録してね♪

申込み後でも、**それぞれの締切日の17時15分までは、希望施設の追加・変更が可能**です。窓口・電話・電子申請にて承ります。

※「申込み時点では求職中だったが就労が決まった」など、状況が変わった方は、締切日までに必要書類の提出があれば、入所選考基準の点数が変わる場合があります。お早めにお問合せください。

締切日の翌日以降に、希望した施設について、保育を必要とする理由などにより、市で利用調整を行います。

「久留米市保育利用選考基準」により点数化し、保育を必要とする度合い(点数)の高い順に入所児童を決定します。

選考の結果、入所が決定(内定)した場合は「入所承諾書(保育利用内定通知書)」および「利用者負担金(保育料)決定通知書」、定員の都合などにより入所が困難な場合は「入所保留通知書」を送付します。

保育料について、未申告や所得課税証明書が未提出の場合は、**最高額**で仮算定としますので、すぐに必要な手続きをしてください。

※ 希望園の変更をされる場合は窓口・電話・電子申請にて承ります。

※ 申請書裏面の「待機する意思」欄の「有」にチェックしている場合に限り、令和7年度中は毎月1回、継続して入所選考を行います。ただし、保留の場合は、**初回のみ通知を送ります。**

※ 申込内容に変更がある場合は、**次回調整の締切日までに届出**ください。認定の要件が変わる方は、入所選考基準の点数も変わる場合があります。必要書類を窓口にご提出ください。



電子申請(希望園変更)のページ

子ども保育課 電話：0942-30-9025

■ 電子申請の流れ ■

以下のQRコードからスマートフォンで各種申請をすることができます。
ただし、保育園申請にあたり入所日時点で2歳児以上のお子さんは面接が必須ですので、申請後、窓口にお越しいただく必要がございます。ご注意ください。



保育園申請



希望園の変更



不足書類の提出

※申請フォームが手続きにより異なりますので読み取りの際は、ご注意ください。

必要な手続きにあわせて、
読み込むっぱ！

1 説明を確認して「申請する」をタップ

2 申請者（保護者）情報を入力

3 保育の申請情報を入力

4 就労証明書等の必要書類を添付（写真添付可）（※1）

5 入所日時点で2歳児以上のお子さんは、締切日までに窓口で面接を受ける

※転入予定の方で、締切までに窓口でお子さんの面接を受けることができない場合は、[4]まで終わった後で、子ども保育課(0942-30-9025)へご連絡ください。

◎ 育児休業を延長する際、申請書の写しを求められる場合がありますので、電子データで保存をお願いします。

◎ 受付後不備がある場合は、子ども保育課より連絡をします。

認定要件と必要書類

1) 認定（保育認定）とは

お子さんの年齢と保育の必要性等により、その区分を認定します。

- 保育認定（2号認定）・・・要件：3歳以上で 2) 3) の要件を満たすこと
- 保育認定（3号認定）・・・要件：3歳未満で 2) 3) の要件を満たすこと

2) 保育認定の要件

本市に住所を有し、かつ、保護者（父母とも）が下表のいずれかに該当すること



保護者の状況	保育の必要量の認定区分	認定の有効期間
1. 就労している ひと月に、64時間以上労働している	保育標準時間 又は 保育短時間	・3歳未満児：3歳の誕生日の前々日まで ・3歳以上児：卒園まで
2. 妊娠中又は出産後間がない	保育標準時間	分娩（予定）日を基準として産前8週（多胎妊娠の場合は14週）の日の属する月の初日から、産後8週の日属する月の末日まで
3. 疾病または心身に障害がある	保育標準時間	・3歳未満児：3歳の誕生日の前々日まで ・3歳以上児：卒園まで 診断書は医師の記載日から半年後の月の末日まで（期限の記載があるものはその日の属する月の月末まで）
4. 親族を常時介護又は看護している ひと月に、64時間以上介護又は看護している	保育標準時間 又は 保育短時間	
5. 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている	保育標準時間	入所後3か月間
6. 求職活動（起業の準備を含む）中である	保育短時間	
7. 学校に通っている、職業訓練を受けている ひと月において、64時間以上就学している	保育標準時間 又は 保育短時間	就学期間終了日の属する月の末日まで

3) 利用時間の認定の要件（保育の必要量の認定区分）

保護者の就労時間などにより保育の必要量が下記の2つに区分されます。施設の開所時間や閉所時間、保育の必要量の区分ごとの利用時間は、施設ごとに設定されています。

『別紙（久留米市認可保育所・認可幼稚園・認定こども園等一覧）』を参照してください。

保育の必要量の区分	保護者の要件（就労等の時間）	最大利用時間
保育標準時間	原則 月 120 時間以上	11 時間／日
保育短時間	原則 月 64 時間以上 120 時間未満	8時間／日

※ お子さんの保護者が複数いる場合は、就労時間等の短い方の状況で区分します。

※ 保育標準時間の認定要件を満たしていても、保育短時間認定を希望する場合は保育短時間認定を受けることができます。

※ 認定された利用時間以外で、施設が「延長保育」を実施している場合は、施設に別に料金を支払って延長保育を利用することができます。

※ 就労時間等が月120時間未満であっても、施設が設定する保育短時間認定に係る利用時間帯を超えて施設を利用せざるを得ない場合は、お申し出ください。

※ 既に保育施設を利用中の保護者がきょうだい児を出産し、育児休業を新たに取得するときは、育児休業中は保育短時間になります。

4) 必要書類等 (①～②を確認ください)

※各書類は、提出日の直近3ヶ月以内に作成(証明および発行)されたものを有効とします。

① 必須書類等

下記の内容を確認のうえ、口にチェックして必要な書類を準備してください。

なお、書類提出の際には面接を行いますので、お子さんと一緒にお越しください。

※入所日時時点で0・1歳児のお子さんは面接不要です。(電子申請をおすすめします。)



必要書類等	備考	チェック欄
認定申請書 (施設利用申請書)	入所希望する お子さん1名につき1枚 必要です。 16～17ページの記入例を参照のうえご記入ください。	<input type="checkbox"/>
保育が必要なことを証明する書類 詳しくは下記の表(※)をご覧ください。	保護者全員分(父1枚・母1枚)必要です。 保護者の方であっても、単身赴任等で住民票を移し、同居していない方については、不要です。 2人以上同時申込の場合は、世帯で1部ご提出ください。	<input type="checkbox"/>
保育所等の入所申込に関する 重要事項確認書	内容を確認(チェック欄に✓)のうえ、署名してください。 2人以上同時申込の場合は、世帯で1部ご提出ください。 内容は本書の14～15ページでも確認できます。	<input type="checkbox"/>
健康調査票	入所希望する お子さん1人につき1枚 必要です。	<input type="checkbox"/>
親子(母子)健康手帳	お子さんの面接の際に確認させていただきます。 <u>※入所日時時点で0・1歳児のお子さんは面接を行いませんが、手帳は必要です。</u>	<input type="checkbox"/>

※保育が必要なことを証明する書類

申請書の理由欄の分類	保護者等の状況	必要書類 ※太字は市指定の様式があるもの	チェック欄	
			父	母
就労	被雇用者 自営業 農業 内職	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就労証明書〈証明日が3か月以内の日付のもの〉 ※就労予定の方は、就労開始後に再度就労証明書の提出が必要です。 ※育休中の方も、就労証明書を提出してください。 ※保護者一人につき1枚の就労証明書を提出してください。 ※入所予定日時点の就労状況がわかるものを提出して下さい。 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
出産	妊娠中・出産後 間もない	<ul style="list-style-type: none"> ・ 診断書または親子(母子)健康手帳 (出産予定日のわかるもの) 		<input type="checkbox"/>
病気	病気療養中	<ul style="list-style-type: none"> ・ 診断書または障害者手帳など 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
介護	親族の介護・ 看護	<ul style="list-style-type: none"> ・ 看護・介護申立書 ・ 看護・介護される人の 身体障害者手帳(1～3級)、療育手帳、 精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当証書、 介護保険証(要介護2～5)、診断書 いずれかをご提出ください。 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
災害復旧	災害の復旧活動中	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申立書、^{さい}り災証明書 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
求職	求職活動中	<ul style="list-style-type: none"> ・ 求職中申立書 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
就学	就学している又は 職業訓練を受けている	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就学証明書 ※自動車学校、通信教育、技能取得のための自主学習等は除きます。 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

② 状況により必要な書類

※2人以上同時申込の場合は、世帯で1部ご提出ください。

必要書類	備 考	チェック欄	
		父	母
令和6年度 <small>しょうとくかぜいしょうめいしょ</small> 所得課税証明書 ※9月以降入所の場合は令和7年度分	令和6年(7年)1月1日に久留米市に住民登録がなかった方は市町村民税の所得割額 が分かる証明書が必要です。 住民登録があっても他市町村に当該年度の市町村民税を納めている方は提出が必要です。 ※同居の祖父母がいる場合は、父母の所得状況などにより、祖父母分も必要な場合があります。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・2023年中の国内・国外での収入がわかる書類 ・2023年中の無収入を証明する書類 ※9月以降入所の場合は2024年中の分	世帯で海外居住していた方や保護者のどちらかが海外勤務など をしている(していた)場合は、会社発行の給与支払報告書や給与明細などがが必要です。 ※外国語で記載されたものは和訳文を添付してください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
転入誓約書 ※久留米市指定様式	保育所等の入所申込時の住所が久留米市外の世帯のみ 転入誓約書を提出してください。 入所日までに久留米市に住民登録することが入所条件 ですので、ご注意ください。 マイナンバーの確認ができるものをご持参ください。 ※申請時点で住民票が市外にある場合は必ず必要です。 ① 個人番号カード (児童本人および世帯全員のもの) ※顔写真付きのプラスチック製のカード ② <ul style="list-style-type: none"> ◎通知カード(児童本人および世帯全員のもの) ※紙製のカード ◎本人確認書類(申請者の分のみ) ※下記(1)又は(2)参照 (1)次のA~Gなど顔写真付きのものであればいずれか1点 A:運転免許証 B:運転経歴証明書 C:旅券 D:身体障害者手帳 E:精神障害者保健福祉手帳 F:療育手帳 G:在留カード (2)次のH~Lであればいずれか2点 H:医療保険証 I:介護保険証 J:年金手帳 K:児童扶養手当証書 L:特別児童扶養手当証書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<small>こせきとうほん</small> 戸籍謄本	母子・父子家庭で、児童扶養手当を受給していない方は、 戸籍謄本(コピー可)の提出が必要です。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
療育手帳	療育手帳をお持ちの方がいる世帯のみ。 氏名・手帳の等級・交付年月日部分のコピーが必要です。 入所希望するお子さんに限らず世帯全員が対象 です。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
在園証明書 (兄弟姉妹の分)	特別支援学校幼稚部、児童発達支援施設などに在園(予定を含む)している場合。 予定の場合、入園後に再度在園証明書の提出が必要です。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※上記の書類以外にも、場合により新たな書類の提出をお願いすることがあります。

こんなときはどうするの？

●ならし保育について



(例) 7月1日から働くならば、入所希望日を6月17日にできます
※6月17日に入所→6月17日からならし保育スタート

Q. ならし保育って何ですか？

A. お子さんが集団生活に慣れることを目的として、入所日から2週間ほど、通常よりも短い時間で預かりをします(午前中保育など)。就労予定や、育児休業明けの方などは、ならし保育利用期間として、仕事を始める日より**最大2週間前**からの入所を希望できます。

●転入予定の手続きについて



申請受付(電子・郵送含む)は、締切日17:15必着分までです

Q. 市外から久留米市に引っ越してくる予定ですが、遠方のため窓口に行けません。郵送でのお手続きはできますか？

A. 郵送申請や電子申請ができます。必要書類等をご案内しますので、お早目に子ども保育課までご相談ください。その後、入所日までに必ず久留米市での住民登録を完了してください。

●認定要件が複数該当する場合



預ける理由が2つあるときは、書類も2つ必要です

Q. 仕事をしながら学校にも行っていますが、就労証明書と就学証明書どちらを準備したらいいですか？

A. どちらも準備してください。就労と就学の時間を合わせて、保育の必要量を認定します。仕事を掛け持ちしている場合や、仕事をしながら看護・介護をしている等でも同様です。

●本人確認について

Q. 申請書の「保護者」欄と、窓口申請に行く人は同じでないといけないですか？

A. 同じでなくても構いませんが、お子さんの家庭での状況がわかる方が来てください。

●保育の必要量の認定について



仕事でいつも送迎が間に合わない人は、相談を

Q. 就労時間が月110時間ですが、終業時間が17時です。保育短時間ではお迎えが間に合いません。保育標準時間が利用できますか？

A. 月120時間未満でも、定められた出勤、退勤時間のため、保育短時間利用では送迎が間に合わない方は、保育標準時間を利用できる場合があります。就労証明書提出の際にご相談ください。ただし、時間に余裕のある朝はゆっくり送る、仕事が早く終わる日は早めに迎えに行く等、実情に合わせて、必要な範囲での保育利用をお願いします。

●認定変更について



変更は、前の月までにお申し込みを

Q. 現在、求職活動中で、保育短時間認定を受けて入所しています。フルタイムの仕事が決まったので、標準時間認定を受けたいです。何か手続きが必要ですか？

A. 就労証明書を準備して、市子ども保育課または各総合支所市民福祉課で変更申請をしてください。なお、認定の変更は、申請日の翌月からの適用となりますのでご注意ください。

例) 5月1日からの就職が決定した場合(短時間認定から標準時間認定へ)

パターン1

4月中に就労予定の証明書を添えて変更申請をすると、5月1日から保育標準時間認定を受けることができます。ただし、就労開始後1か月以内に就労証明書の提出が必要です。

パターン2

5月になってから変更申請をすると、標準時間認定への適用は6月からとなり、5月中は短時間認定のままです。施設が設定している短時間保育時間を超える場合は、別途延長保育料が発生しますので、ご注意ください。

●求職活動中だったが、仕事が決まらない場合

求職活動は、年に90日以内!

Q. 求職活動中で入所した場合や、入所後、途中で退職して求職活動をしている場合で、仕事が決まらなかったらどうなりますか?

A. 誓約書の有効期間は**年度内で通算90日(3か月)**です。求職活動で入所した場合は、入所日から90日後の属する月の月末までに、退職した場合などは、その翌月から90日後までに就労が決まらなければ**原則退所**となります。倒産や派遣切りなどやむをえない場合はご相談ください。

●欠席期間の保育料について

Q. 病気のため2週間欠席したのですが、保育料は1か月分かかりますか?

A. 欠席しても保育料は**全額**お支払いただきます。

●休園について



お休みする前に、お早めにご相談ください

Q. 里帰りの間、休園することはできますか?

A. 原則休園はできませんが、里帰りや児童の長期入院等やむを得ない理由の場合は、2か月以内であれば休園を認めています。保育料は**全額**お支払いいただきます。まずは、施設もしくは市へご相談ください。

●転園について



年度途中の転園は、引っ越し、転勤以外は原則できません

Q. 市内の別の保育園に転園したいのですが?

A. 年度途中の転園は、転居や勤務地の変更を除き**原則できません**。まずは、市へご相談ください。市に必要書類をご提出いただくこととなりますが、その際に必ず入所先が決まるわけではありませんので、ご理解のうえお申し込みください。

●退所する場合

Q. 都合により施設を退所したいときはどうしたらいいですか?

A. 退所は、原則**月末日**となります。(在籍月分まで保育料が発生します。) お早めに施設に退所する旨を伝え、**施設に退所届を提出**してください。

●休日の保育

Q. 日曜日や祝日に預かってもらえる保育所はありますか?

A. 認可保育所等に在園している、保育認定(2号認定・3号認定)のお子さんについては、「**休日保育**」を実施しています。実施施設以外に在籍しているお子さんも利用できます。**事前に利用登録が必要**です。くわしくは施設へおたずねください。(12月29日から1月3日まででは利用できません。)

【実施施設】 篠山保育園(城南町) 0942-32-9655

●病気になった時の保育

Q. 子どもが病気の時はどうしたらいいですか?

A. お子さんの**安静の確保**と感染症等拡大予防の観点から、保育所等での保育・集団生活が難しい場合があります。自宅での保育が困難な場合に、久留米市では「**病児保育**」を実施しています。**事前に利用登録が必要**です。くわしくは各施設へおたずねください。

【実施施設】 マリアン・キッズ・ハウス(聖マリア病院) 0942-34-3165
 エンゼルキッズ(久留米大学医療センター) 0942-22-6621
 ハイジア病児保育室(ハイジア内科) 0942-65-6123
 たのっしーランド(田主丸中央病院) 0943-72-1633

こんなときは必ず連絡を！

Q. 入所申込の時には求職活動中でしたが、急に仕事が決まりました。翌月からの入所の選考で有利になりますか？

A. すぐに就労証明書の記入を会社に依頼して、市に変更申請にお越しく下さい。例えば、来月からの就労予定の場合は、「就労予定」であるという証明で構いません。
入所調整は、保護者の就労状況や家庭の状況を点数化して実施しており、求職中の場合より就労の場合は調整の点数は高くなります。申込締切日までに就労証明書等の提出がないと、調整に反映できませんのでご注意ください。必要書類などが不明な場合には、お早目にご連絡ください。

Q. 入所決定後や入所後に、住所や家族状況（結婚・離婚など）、保護者の就労状況などが変わった時はどうすればいいですか？

A. 書類の提出が必要な場合があります。必要な書類などは変更事項によって異なりますので、市子ども保育課・各総合支所市民福祉課や利用施設にまずはご連絡ください。
保育の必要量の区分や保育料の算定が変更になる場合があります。
求職中から就労へ変わる場合は9ページの ●認定変更について を参照ください。

Q. 久留米市に転入予定で申し込みをしましたが、このあとどうすればいいですか？

A. 入所が決定した後、入所日までに久留米市に住民登録をしてください。入所日までに住民登録することが入所条件ですのでご注意ください。転入手続きが完了したら、必ずご連絡をお願いします。
また、住所が未定の状態で申し込みした場合は、決まり次第、転入時期や住所をお知らせください。通知などを送る時に必要となります。

Q. 2号認定で保育園・認定こども園を申し込んでいて、入所が決まったけど、やっぱり幼稚園に行くことにしました。どうすればいいですか？

A. 他の方が空きを待っている場合がありますので、必ず辞退のご連絡をお願いします。

そのほか くわしい情報は久留米市ホームページでも提供しています。

久留米市 保育所・認定こども園

検索



【お問合せ先】

名称	所在地	電話番号
子ども未来部子ども保育課	久留米市城南町15番地3	0942-30-9025
田主丸総合支所市民福祉課	久留米市田主丸町田主丸459番地11	0943-72-2112
北野総合支所市民福祉課	久留米市北野町中3245番地3	0942-78-3552
城島総合支所市民福祉課	久留米市城島町檜津743番地2	0942-62-2112
三瀨総合支所市民福祉課	久留米市三瀨町玉満2779番地1	0942-64-2313

保育料について

1 保育料の決定方法について

保育料はお子さんの保護者等の市民税額によって決定します。入所後、決定通知を郵送します。

いつの分？	誰の？	何に基づいて決まる？
令和7年4月分から 令和7年8月分まで	お子さんの保護者等 (父母の収入の合計が120万円未満 (児童手当等含む)の場合、同居してい る祖父母の所得を含めます。)	令和6年度市民税の所得割額※ (令和5年中の所得)
令和7年9月分から 令和8年3月分まで		令和7年度市民税の所得割額※ (令和6年中の所得)

※保育料で参照する市民税の所得割額は、配当控除、寄附金税額控除(ふるさと納税)、外国税額控除、住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)、配当割額控除、株式等譲渡所得割額控除などは適用せず、これらの控除前の額で算定します。

※市民税の所得割額は、1月1日時点で住民票があった市町村から所得課税証明書を取得することで確認できます。

○ 毎年9月が保育料の切り替え時期となります ○

4月 5月 6月 7月 8月 **9月** 10月 11月 12月 1月 2月 3月

前年度の市民税額に基づく保育料

当年度の市民税額に基づく保育料

※ 保護者等の市民税の状況により、年度の途中で保育料が変更になる場合があります。

※必要書類の不備や市民税未申告の方は、**最高額**(注1)で仮決定しています。至急、必要な手続きをとったうえで、子ども保育課へ連絡してください。

※令和6年1月1日時点(注2)で久留米市に住民票がなく、市民税額が確認できない方は、**最高額**(注1)で仮決定しています。至急、令和6年度所得課税証明書(注3)を、子ども保育課へ提出してください。

注1：最高額は、保育標準時間利用：月額49,800円、保育短時間利用：月額48,900円

注2：令和7年9月以降入所の場合は、令和7年1月1日時点

注3：令和7年9月以降入所の場合は、令和7年度所得課税証明書

保育料
基準表は
こちら



2 保育料の軽減について

保育所の運営に必要な経費は、保護者のみなさま、市、国などで負担することとされています。本市では、厳しい財政状況ではありますが、国の基準によりみなさまが負担すべきとされる保育料から、市の追加負担により軽減しています。

◆ 保育所の運営に必要な経費の負担割合

市の追加負担

国が定める利用者負担		国が定める公費負担		
保護者負担	市の負担 (1/4)	県の負担 (1/4)	国の負担 (1/2)	

- ◆ 保育所、認定こども園等を利用する3歳児クラスから5歳児クラスまでのお子さんの保育料は無料です。詳しくは「久留米市保育料基準表」をご覧ください。
- ◆ 複数名お子さんがいる場合、施設に在籍する就学前児童の上から順に第2子の保育料は半額、第3子以降は無料です。
- ◆ 要保護者世帯は、保育料の減額の対象となる場合があります。

要保護者世帯・・・ひとり親と認定される世帯

世帯員が障害者手帳等を所持している世帯

離婚調停中・裁判中で裁判所等からの書類を提出している

DVの事実を証明する書類を提出している

3 保育料の納付について

久留米市では、保育料の「口座振替による納付」をお願いしております。

なお、**認定こども園および事業所内保育事業所、小規模保育事業所へ入所した方は、直接施設へ納付してください。**

◆ 振替日：毎月末日（12月は25日）

※ただし当日が土・日・祝日の場合は翌営業日となります。

◆ 口座振替の手続き

下記①～③のいずれかの方法で手続きをお願いします。
どのお申し込みでも、登録後に「口座振替開始のお知らせ」を郵送にて通知いたします。

登録にかかる時間は、

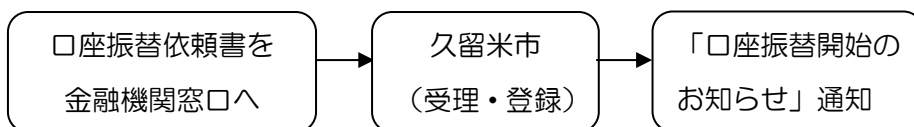
① 1～2か月程度

② 1週間程度

③ 1週間程度

②と③がおすすめばい！

①各金融機関でのお申し込みの場合



※ 口座振替が開始するまでの保育料については、納付書を発行しますので、金融機関の窓口などで納付してください。

※ 口座振替依頼書は、市役所16階子ども保育課・各総合支所市民福祉課に置いています。なお、ゆうちょ銀行の場合は、ゆうちょ銀行に設置の専用申込書で手続きしてください。



②市役所でお申し込みの場合

振替を希望する金融機関のキャッシュカードがあれば、市役所16階子ども保育課・各総合支所市民福祉課の窓口にて「ペイジー専用端末」で読み取ることで登録することができます。金融機関によっては受付できない場合もあります。対象の金融機関については久留米市ホームページにてご確認ください。

久留米市 保育料 ペイジー

検索

③WEBでのお申し込みの場合

パソコン・スマホ・タブレット端末にてインターネットで登録ができます。お手元に通帳またはキャッシュカードをご準備の上、下記 QR コードの読み込みまたは検索にてご登録ください。

銀行によっては受付できない場合もあります。対象の金融機関については下記こうふりネットホームページにてご確認ください。

お申し込みは
こうふりネットから



または 久留米市 保育料 WEB 口座

検索

保育料の納付には便利な口座振替をご利用ください。

重要事項確認書

No.	確認項目	確認内容
1	入所案内の確認	「久留米市子どものための教育・保育 給付認定申請・入所申し込みのご案内」はお読みにになりましたか。 申し込み前に必ず入所案内をお読みください。
2	求職による申し込み	求職のための保育所等の入所の利用期間は、入所後最長 3 ヶ月間です。 利用期間中に就労証明書など保育が必要なことを証明する書類の提出がなく保育の必要性が認められない場合は、退所となります。
3	出産による申し込み	出産のための保育所等の入所の利用期間は、分娩（予定）日を基準として産前 8 週（多胎妊娠の場合にあっては 14 週）の日の属する月の初日から産後 8 週の日属する月の月末までです。 利用期間中に就労証明書など保育が必要なことを証明する書類の提出がなく保育の必要性が認められない場合は、退所となります。
4	就労等予定での申し込み	就労や就学など予定の状態では証明書類を提出いただいた場合、就労等開始後に書類の再提出が必要です。 書類の提出がなかった場合は、退所となります。
5	育児休業復帰での申し込み	育児休業復帰で申し込まれた方は、職場復帰後に再度就労証明書をご提出ください。 期限内（入所申し込み時に申請された復職予定日から 1 か月以内）に提出されない場合は、退所していただくことがあります。 なお、入所後に下の子が出生し、新たに育児休業を取得する場合、入所している児童の保育時間は保育短時間になります。
6	ならし保育	ならし保育とは、集団生活への適応等を目的として、通常の保育の実施よりも時間を短縮して行うものです。 就労予定の方や育児休業明けの方などは、就労開始する日より最大 2 週間前からの入所（ならし保育）を希望することが可能です。 認定申請書の「利用を希望する期間」の開始日は、ならし保育希望の方は、ならし保育開始日を記載ください。 保育料は、通常の入所と同じ取り扱いになります（日割りで発生します）。 なお、ならし保育の具体的な期間などについては、園見学の際に施設にお尋ねください。
7	必要書類の提出	提出書類の不足などがないよう速やかに書類を提出してください。 入所締め切り時点で提出いただいた書類をもとに認定および利用調整します。希望する事由での書類の確認ができない場合は（就労証明書などの書類不足や内容不備）、求職中として認定および利用調整します。 また、就労が 1 か月で 64 時間に達しない場合も、書類不足と同様に求職中として認定および利用調整します。
8	お子さんの面接	入所が内定したお子さんについて入所日までに面接を受けられない場合や、面接の結果によって集団保育が困難であると判断された場合、入所が取り消しになることがあります。
9	書類提出の締め切り	利用調整は、入所の締め切り時点で提出いただいた書類および希望園をもとに行います。 締め切り後の変更内容については、次回の調整からの反映になりますのでご留意ください。
10	提出書類の内容確認	提出書類の内容について、電話や訪問などにより保護者や就労先等に確認させていただくことがあります。

No.	確認項目	確認内容
11	年齢制限がある園からの転園	保育年齢に上限がある事業所内保育事業所や小規模保育事業所、認定こども園（保育部分）に在園しているお子さんが引き続き他の保育所等での保育を希望される場合は、別途手続きのうえ利用調整の対象となります。その際、必ず入所先が決まるわけではありませんので、ご理解のうえお申し込みください。
12	申請後の内容変更	認定申請後に内容の変更が生じた場合は、必ず認定申請内容変更申請書と就労証明書など変更申請に必要な書類を提出してください。
13	入所調整の方法	利用を希望された施設のみ利用調整を行います。施設利用申込者数が受入可能数を上回った場合には、選考により保育を必要とする度合いの高い順に入所児童を決定します（先着順や抽選ではなく、「久留米市保育利用選考基準」に基づき調整を行います）。 ※保護者と連絡が取れない場合、入所が保留になることがあります。
14	入所調整結果の確認	調整の結果、入所保留（待機）となる場合があります。利用調整結果に関するお問合せについて、原則として通知発送前には電話・メール・窓口ではお答えできません。
15	入所保留の申請有効期限	入所希望月に入所できなかった場合、申請書裏面の「待機する意思」欄に「有」にチェックされた方に限り該当年度中は有効です。それまでに入所に至らず、翌年度4月以降も引き続き入所を希望する場合は、再度必要書類を揃えて新年度の申し込みが必要になります。
16	申請の辞退	入所の意思がなくなった場合は、必ず子ども保育課（TEL0942-30-9025）に連絡ください。
17	転出された場合	保育所等の入所後に久留米市から転出された場合は、退所になります。在園していた保育所を利用できるのは転出月の末日までです。
18	退所していただく場合	次の場合は、退所していただくことがあります。 ①提出書類に虚偽の記載があるなど、不正行為が判明した場合 ②保育を必要とする事由が消滅した場合 ③1か月を超えて連続して入所施設を欠席する場合
19	保育料算定に必要な税額が不明な場合	未申告等で保育料の算定に必要な市町村民税が確認できなかった場合は、仮の保育料額として最高階層で算定します。適正な保育料算定のために、必要な書類を提出してください。
20	保育料の変更	市町村民税の情報（同一世帯者を含む）や世帯情報の調査の結果、税額等に相違がある場合に入所日または当該年度の初日に遡って保育料を変更します。
21	副食費の変更	市町村民税の情報（同一世帯者を含む）や世帯情報の調査の結果、免除基準額を超えた場合または多子軽減措置が適用外となった場合は免除の取消しを行うことに同意します。
22	保育料・副食費の支払い	保育料・副食費は納期限までに納付してください。保育料・副食費の未納がある場合は、保育所等の入所が保留になることがあります。納付が遅れる場合は、子ども保育課に納付可能日の連絡をお願いします。
23	保育料・副食費の滞納	保育料・副食費を滞納した場合、保育所等を通じて納付のお願いをします。保育料・副食費の滞納整理のために、市職員が自宅および勤務先へ電話または訪問、勤務先への給与照会、金融機関等への財産調査および差押等の滞納処分を行うことがあります。

※全ての項目を確認後、ご理解いただいたうえでのお申し込みになります。

